



過半数代表者選挙を考えよう！

●過半数代表者の役割とは？

①就業規則に対して労働者の意見を述べる

使用者は就業規則の作成または変更の際に、過半数代表者の意見書を付けて労働基準監督署に提出することが定められています。

②労使協定を結ぶ

使用者が従業員に超勤や休日出勤をさせるためには、労働者と使用者が労使協定(36協定)を結ぶことが労働基準法で定められています。

③安全委員会・衛生委員会の委員を推薦する

安全衛生委員会において、労働者の危険又は健康障害を防止するための対策などの重要事項について十分な調査審議をすることが求められます。そして十分な審議をするために相応しい委員を推薦します。

●過半数代表者選挙における禁止事項 (一部)

- ・投票用紙に番号を記載し、その番号と社員名を対比させ、投票内容を把握すること
- ・投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけを行うこと
- ・開票前に投票内容を確認すること

公平性・公正性が保たれる投票であるかチェックしよう！

注目!

JR東労組申1号第43回定期大会発言に基づく申し入れ交渉では、以下のことを会社と確認しています！

- ・使用者の意向に基づき選出された物は、社員代表として認められない。
- ・現場長や管理者が業務中に、特定の候補者を当選させるための運動をしてはならない。
- ・社員代表者の選出は、労働者が自主的に選ぶものであり、会社が介入してはならない。
- ・労働者の意志を阻害しないことが前提であり、公平性・公正性を確保していく。
- ・投票の際は、「無記名投票を行い投票の秘密を守ること」「直接投票所で投票できない者に対しては、本人に事前に周知した上でメールや電話等で投票していくこと」を本社として各機関に指導している。



職場でのチェック機能を果たし、労働者の安全や健康が守られる職場をつくり出そう！

昨年秋田地本管内の職場にて
36協定違反が発覚！

月3回の公休日労働が発生！

過半数代表者には・・・

36協定違反を発生させないために、協定締結後も**職場を点検し、労働者の健康を守る役割が求められます！**

